

インドネシア法整備支援第11回本邦研修

国際協力部教官

下道良太

第1 はじめに

2019年7月29日から同年8月9日にかけて¹、インドネシアの裁判官及び法務人権省知的財産総局²(以下「知財総局」という。)の審査官等を日本に招き、商標関連事件における法解釈の向上等を目的として、法整備支援第11回本邦研修を実施した。

第2 本研修の背景

インドネシアでは、2015年12月から5年間の予定で、インドネシア最高裁判所(以下「最高裁」という。)、法務人権省法規総局及び知財総局をカウンターパートとして、知的財産保護制度の強化及び知財法令を中心とした法的整合性を確保するための手続整備を目的とする「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)が実施されており、国際協力部は、長期専門家を現地に派遣し³、本邦研修を企画、運営するなどして、本プロジェクトを支援している。また、日本の特許庁からも1名の長期専門家が派遣されており、本プロジェクトは法務省と特許庁が共同で行っているプロジェクトといえる。

最高裁との関係では、知財事件処理の予見性の向上を目指し、司法研修所に対する人材育成等支援、知財事件の判決集の作成⁴、水際措置に関する最高裁規則改正の支援等の活動が行われてきたが、これらを通じて、法律の要件に関する解釈や考慮要素につき、裁判所と知財総局の間で、あるいは知財事件を担当する裁判官の間で、一定の共通認識を形成する必要性が指摘されている。また、知財事件における当事者の主張は、要件事実を意識しておらず、主張自体失当といえるものも少なくないという実情が明らかになっており、こうした課題を解決する手段として手続フローの作成等が検討されている。

他方、知財総局との関係では、知財の審査の質の向上のため、審査基準の改定、公開に向けた活動が行われている。また、各執行機関の体制の改善のため、関係機関及び権利者・団体との間で知的財産権の執行について協議を行う活動の一環として、本年2月に、知財総局職員のほか裁判官、警察官及び検察官を参加者として本邦研修を実施したところであるが、このような協議は1回限りで成果が上がるものではなく、継続的に実施されることが望ましい。

そこで、本研修においては、最高裁及び知財総局の双方をカウンターパートとしてい

¹ 移動日を含まない。

² 特許、商標等の出願の審査を行っており、日本でいう特許庁と同様の役割を果たしている。

³ 検事2名(うち1名は前職が裁判官)が派遣されている。

⁴ 2018年11月に第1集が完成した。

る本プロジェクトの特徴を生かし、裁判官及び知財総局の審査官等を対象として、インドネシアの知財事件の多くの部分を占める商標に関する法解釈や要件事実について、認識の共有化を図り、その成果を手続フローや審査基準に反映することを目的とした。また、審査基準等の情報公開の重要性を再確認することも目指した。

本研修における最高裁からの参加者は、司法研修所教官、知財事件を扱う特別法廷を有する地方裁判所⁵の裁判官及び最高裁判所のアシスタントである⁶。また、知財総局からの参加者は、実際に商標の出願の審査を担当している審査官及び審査官の判断に対して不服申立てがされた場合にこれを審理する審判委員会⁷を構成する委員である。研修参加者については、別添1の研修参加者名簿を参照されたい。

本研修の日程については、別添2の日程表を参照されたい。

第3 研修の内容

1 講義、発表、意見交換

- (1) 講義「日本の商標制度の概要」では、当職が、日本における商標の登録要件、特許庁における権利取得手続、審判・取消訴訟の概要、商標関連事件の統計などについて説明した。

研修参加者からは、主にインドネシアの制度と比較した質問、コメントが述べられ、例えば、査定系⁸における審決取消訴訟の被告、形式的要件を充足しない出願の取扱い、無効審判請求を行うことができる利害関係人の範囲⁹、無効審判請求に当たって5年間の期間制限が適用されない無効理由の内容¹⁰などについて質問が出され、インドネシアにおける実務的な関心の所在を知ることができた。

- (2) 発表・ディスカッション「審査～審判の手続の流れ」及び「審判に対する不服申立訴訟、取消訴訟の流れ」では、最高裁及び知財総局の各発表者がインドネシアにおける手続について発表を行った後、桜坂法律事務所の林いづみ弁護士¹¹をモデレータとして、日本とインドネシアの制度の異同等についてディスカッションを行った。

ディスカッションでは、審判委員会は審査官の拒絶理由とは異なる理由で拒絶査定を維持することができるのかなどといった審査の実務について質問がされ、また、

⁵ 破産事件と知財事件の第一審を管轄する特別法廷である「商事裁判所」が、中央ジャカルタ、スラバヤ、スマラン、メダン及びマカッサルの各地方裁判所に設けられており、本研修にはこれらの全ての裁判所から1名ずつ裁判官が参加した。

⁶ このとおり最高裁に所属していない裁判官も含まれているが、本稿では便宜上「最高裁からの参加者」などとまとめて表記する。

⁷ 日本の特許庁における審判部に該当する。

⁸ 審査官の拒絶査定に対する不服申立て等

⁹ この点についてインドネシアでは議論があるそうだが、総じて日本よりも利害関係人の範囲を狭く解釈しているようである。

¹⁰ インドネシアでも、日本と同様に公序良俗違反等を無効理由とする場合は、期間制限が適用されない。

¹¹ 本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員

各要件の立証責任¹²、審査官・審判委員会と裁判所とで登録要件についての判断が異なる理由などについて議論がされた。林弁護士から、日本において特許庁と裁判所の判断が異なるときは、提出される証拠の質・量の差異が理由であることが多いとのコメントがされ、研修参加者からはインドネシアでも同様の理由が当てはまるとの意見が述べられた。研修参加者のコメントの中では、インドネシアでは査定系において裁判所は審判委員会の判断の上訴審と位置付けられるところ、ここで扱われるのは法律上の紛争ではなく、第一審から裁判所が関与する当事者系¹³とは制度的に異なる旨を強調していたことが印象的であった。



研修参加者による発表の様子

- (3) 発表・ディスカッション「類否・周知・悪意の判断基準・方法」では、最高裁及び知財総局の各発表者がインドネシアにおける各要件の判断基準・方法について発表を行った後、東京大学先端科学技術研究センターの玉井克哉教授¹⁴をモデレータとしてディスカッションを行った。

知財総局からは、実際の事例を用いて、審査官が先行商標を検索する方法などについて発表があり、最高裁からの参加者は、普段見ることのできない審査の実務について知る機会を得て、真剣に発表を聞いていた。最高裁の発表の中で、裁判所が商標の登録要件について知財総局の審査官とは異なる判断を下した事件が紹介されたところ、知財総局からの研修参加者の中に、実際に同事件の審査を担当した審査官がおり、裁判所の判断に疑問を呈するなどして議論が白熱する場面があったが、双方がお互いの立場を尊重しつつ率直な意見交換がされ、大変実りのあるディスカッションとなった。

¹² 特に、抹消請求（日本における商標登録取消請求）の要件である商標の不使用につき、請求者に不使用についての立証責任があるのか、商標権者に使用についての立証責任があるのかが議論になった。

¹³ 登録された商標を無効にする旨の請求等。インドネシアでは、日本の無効審判請求に当たる「取消訴訟」は、その名称のとおり第一審から裁判所が審理することとなっており、まず特許庁に無効審判請求が行われる日本と異なる。

¹⁴ 本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員

玉井教授からは、周知性の認定について、インドネシアのような広大な国ではどの範囲で知れわたっていれば認められるのか基準を設けるのが難しいこと、当初は識別力を有しなかったが使用されるうちに識別力を獲得した商標につき要件充足の基準時をいかに設定するか、などといった重要なテーマについて問題提起がされた。



ディスカッションの様子

- (4) 講義「日本における周知・悪意の判断方法」及び「日本における類否の判断方法」では、玉井教授が、日本における商標の類否・周知・悪意の判断方法について講義を行った。

商標の必要性を市場経済の成立条件と関連させて説明するというアプローチは、研修参加者から大変好評であった。研修参加者からの質問には、未登録商標の保護の方法についての日本とインドネシアの相違点¹⁵、日本における無効審判の遡及効がどこまで従前の権利関係に影響するか（権利者が受け取っていたライセンス料の返還義務の有無等）などといった深いテーマを含むものがあつた。

- (5) ディスカッション「商標法の論点」では、ユアサハラ法律特許事務所の飯村敏明弁護士（元知的財産高等裁判所所長）¹⁶をモデレータに迎えた。

前半に研修参加者の代表者がそれまでの研修の振り返りの発表を行ったところ、同発表は簡潔にして的を射た優れた内容であり、講義等の内容をよく理解していることがうかがわれた。

後半は、商標の「使用」にテーマを絞ってディスカッションを行った。インドネシアの商標法では、日本の商標法と異なり「使用」につき定義規定を設けておらず、この点において日本よりは「使用」の意義を広く捉えているのではないかとの意見が出された。もっとも、形式的には商品等に商標が付されていても、出所を表示するもの以外の目的で付されていた場合（商品の性能をアピールするために他社のマークを用いる場合など）には、商標法以外の法律に抵触するか否かはともかくと

¹⁵ 日本においては不正競争防止法による保護も含む。

¹⁶ 本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員

して、商標権の侵害に当たるとは考えていないようであり、この点では日本の考え方と類似していることが分かった¹⁷。

2 訪問・見学

- (1) 特許庁への訪問では、商標制度の概要、商標審判制度の概要及び特許庁の審判制度について御説明いただくとともに、審判廷等を見学させていただいた。研修参加者からは、審査の手法や審判制度について質問が出された。



特許庁見学の様子

- (2) 知的財産高等裁判所への訪問では、同裁判所の國分隆文判事¹⁸に商標関連事件の審理の実情と情報発信の取組について講義をしていただくとともに、法廷、裁判官室、書記官室、弁論準備手続室等を見学させていただいた。研修参加者からは、審決取消訴訟について、弁論期日を開く前に争点整理のための期日を設けることの有無や平均的な審理期間等について質問が出された。
- (3) 東京税関への訪問では、日本の税関による国境取締りについて御説明いただくとともに、検査場、知的財産センター、広報展示室等を見学させていただいた。当日適切な案件がなく実際の検査を見ることはできなかったが、研修参加者からは、インドネシアにおける同種の手続と比較しながら、費用の負担者や担保を立てさせない理由等について実務的な質問が出され、日本の制度との異同について理解が深まったようであった。
- (4) 中部経済産業局への訪問では、中小企業の知財戦略に対する支援など同局知的財産室の業務の概要について御説明いただいた。研修参加者は、特に地域団体商標制度について関心を持ったようであり、同商標の登録を受けるために必要な周知の程度等について質問が出された。

その後、トヨタ産業技術記念館を見学して、日本の企業における技術発展の歴史

¹⁷ インドネシアの商標法には、日本の商標法26条1項のような出所を表示する以外の目的で使用する場合に商標権の効力が及ばない旨を明文で定めた規定はなく、解釈に委ねられている。

¹⁸ 本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員

について学んだ。

- (5) 株式会社名南製作所への訪問では、同社の業務内容の概要やインドネシアでの活動状況¹⁹について御説明いただき、研修参加者からは、インドネシアにおける商標権侵害に係る調査活動等について質問が出された。また、この訪問では、双方向の情報交換を行うため、研修参加者からもインドネシアにおける商標制度について発表を行った。

その後の工場見学では、丸太から一定の厚さの板を切り出す機械が作動するところを見せていただき、同社の優れた技術を体感することができた。

3 事例検討

- (1) 飯村弁護士にモデレータを務めていただき、研修参加者を3グループに分けて²⁰、事例検討を行った。具体的には、実際の事件²¹を基にした、商標の類否、周知、悪意等が争点となっている事例を用いて、まずグループごとに検討した後、各グループの代表者が検討結果を発表した上、更に全体で討議を行った。

各グループの検討結果は、日本の事件を基にした3件は、いずれも全てのグループで同一の結論となったが、うち1件については、ベースとした実際の事件における特許庁及び知的財産高等裁判所の判断とは異なる結論であった。もっとも、結論が異なったのは、事例を作成する際に簡略化のため省略した事情に起因するものと思われ、研修参加者の検討過程に不足は見られなかった。

- (2) インドネシアの事件を基にした1件については、商標の類否につきグループ間で結論が分かれたため、その詳細を紹介する。



PARK REGIS

P 商標

ST. REGIS

S 商標

ア 両商標は、いずれもインドネシアで登録済みであり、宿泊サービスの提供を指定役務としている。S商標の権利者（S社）が、P商標の権利者（P社）に対し、既登録商標との類似を理由として、取消訴訟²²を提起したという事案である。この事例の主要な争点は両商標の類似性であり²³、P社及びS社については、以下

¹⁹ 同社は、インドネシアにおいて特許や商標の登録を受けている。

²⁰ 異なる立場からの活発な議論を促すため、各グループに必ず裁判官と知財総局からの参加者の両方が入るように配慮した。

²¹ 日本の事件3件及びインドネシアの事件1件。日本の事件については、インドネシアの研修参加者にも分かり易くするため、いずれもアルファベットないしは図形によって構成されている商標に係る事件を選んだ。

²² 日本における無効審判請求に該当する。

²³ 他に、周知性、悪意の出願等も論点に含まれているが、本稿では類似性に絞る。

のような事情がある。

P社：P商標を2008年に出願し、2012年に登録を受けた。

インドネシアのほか、シンガポール、インド、UAEでホテルを経営しており、インドネシアで営業を開始したのは2005年である。

S社：S商標を80か国で登録しており、インドネシアでも1997年に登録を受けた。1904年の創業以来、ST. REGIS ブランドのホテルを経営し、現在では5つ星又は6つ星のホテルとして世界40か所以上に展開している。インドネシアでも2008年に営業を開始し、2か所のホテルを営業している。毎年、全世界の売上高は2億5000万米ドルを超え、宣伝広告に100万米ドルを費やしている。ST. REGIS ブランドのホテルは、ホテルに関する数多くのランキングで上位に入っている。

ちなみに、“Regis”とは、ラテン語で「王」を意味する。

イ 3つのグループの結論及びその理由の要旨は次のとおりである。

Aグループ

結論：P商標とS商標は類似

理由：外観や称呼は類似しているとはいえないが、観念については、同じ“Regis”という言葉が使用されているから、需要者は、P社のホテルはST. REGIS ブランドのホテルのグループに入っているものと認識し、混同が生ずる。確かに、需要者は予約する際に料金等を確認するが、客層が異なっても、例えばガルーダ・インドネシア航空とその系列会社であるLCCのように、同じグループに属していると認識されることは十分に考えられる。

Bグループ

結論：P商標とS商標は非類似

理由：図柄の有無、字体の差異等から外観が異なり、「パーク・レジス」と「セント・レジス」で称呼も異なり、S商標は宿泊客を王様のようにもてなすという観念が生ずるのに対しP商標は“Park”という言葉から「緑が豊かな感じ」、「環境を重視している感じ」が想起されるから、観念も異なる。ホテルに泊まろうとしている人は、スーパーで品物を買おうとしている人とは異なり、自分でインターネット等を使ってホテルのサービス内容や料金を調べるところ、ST. REGIS ブランドのホテルは、P社のホテルと異なり明らかに富裕層を対象としていることが分かるから、同じ“Regis”という言葉が使用されていても需要者の間で混同は生じない。

Cグループ

結論：P商標とS商標は非類似

理由：“Regis”はよく使われる言葉であり、自他識別力は弱く、識別力を有する“PARK”と“ST”を中心に比較すべきである。そうすると、外観、

称呼、観念のいずれも異なり、類似性は認められない。観念については、“PARK REGIS”は現代的なスタイルでビジネス向けのホテルのイメージを生じさせるのに対し、“ST. REGIS”は高級リゾート地や保養地といったイメージを生じさせる。ST. REGIS ブランドのホテルは長期間にわたって営業しており、「ST. REGIS ブランドはこういうものだ」ということが知られているから、需要者が混同することはない。また、両商標は書体が異なるから、同じグループに属すると誤認されることも考え難い。

以上のとおり、結論こそ分かれたものの、いずれのグループも結論に至る理由付けをしっかりと説明していた。

- (3) 各グループの発表は、商標の類否については、出所表示機能を有する部分を要部と捉え、当該商品等の需要者において混同するか否かという基準の下、外観・称呼・観念の3要素に取引の事情を加えて判断するという基本的な枠組みを押さえたものであり、判断手法につき研修参加者の間である程度共通認識が形成されていることがうかがわれた。もっとも、研修参加者の中には、外観・称呼・観念のうち一つの要素でも類似していなければ商標の類似は認められないとのやや極端と思われる意見を述べる者もおり、全員が共通認識を形成しているわけではないことも分かった。
- (4) その他ディスカッションの中で興味深かったのは、インドネシアでは、商標の取消訴訟で、原告が請求の趣旨において先行商標である自らの商標が周知である旨の宣言を求めることが多く、その場合、裁判所は、例え先行する登録商標との類似のみを理由として請求を認容することができても²⁴、上記請求の趣旨に応えるため、原告の商標の周知性についても判断する必要があるというものであった。この場合、原告の商標が周知である旨を宣言する判決は、その後、原告が同商標について登録出願する際の資料となったり、同商標に対する侵害に係る訴訟の原告適格を基礎付ける要件²⁵となるそうである。また、そのような判決は最高裁においてデータベース化されていて、周知性に係る裁判所の判断の統一性を確保するために用いられているそうである。

²⁴ 登録商標であることは通常証拠上明らかなので、周知性の認定が必要となる周知商標との類似を理由とするよりも判断は容易である。

²⁵ インドネシア商標法83条2項



事例検討の様子

第4 おわりに

本研修は、異なる場面において商標の登録要件について判断する裁判所と知財総局の双方から参加者を得たことにより、多角的な視点でディスカッションを行うことができた。また、双方の実務に関する発表内容等に対して質問して議論したり、事例検討において同じグループの中で討議するなどして、お互いの考え方に対する理解を深める機会となったことは間違いない。研修参加者からも、普段意見交換をする機会のない2つの機関が商標についてディスカッションする機会を得て、お互いの考え方を知ることができたのは大変有益であったとの意見が出された。本研修を通じて、研修参加者は、商標の類否等の判断手法について、おおむね基本的な考え方を共有することができたものと思われる。

もともと、両機関が登録要件等について共通認識を形成するという試みは、両機関の情報共有の場が今回のような研修の機会に限定されては達成することができない。研修中に両機関の研修参加者から話を聞いていると、普段お互いの考え方について意見交換をする機会は乏しく、また、例えば裁判所が知財総局の判断を覆す判決を出しても、知財総局においてその結果を審査基準等に反映させるつもりはないと発言するなど、飽くまで自らの考え方に沿って判断をしていけばよいというスタンスが目立った。本研修が、インドネシアの実務において、審査基準等について情報交換を行う契機となることを期待したい。

最後に、本研修で講師やモデレータを務めていただいた先生方、訪問を受け入れていただいた各機関の担当者の方々、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心よりお礼を申し上げたい。

インドネシア法整備支援第11回本邦研修 研修参加者名簿

1	エニッド・ハサヌディン・パキ・ハサン
	Mr. Ennid Hasanuddin Pakih Hasan 司法研修所教官, 高等裁判所判事
2	エリタ・ラス・ギンティン
	Ms. Elyta Ras Ginting 司法研修所教官, 高等裁判所判事
3	ドゥタ・バスカラ・スロト
	Mr. Duta Baskara Soeroto 中央ジャカルタ地方裁判所判事
4	ペスタ・パルトギ・ハシホラン
	Mr. Pesta Partogi Hasiholan スラバヤ地方裁判所判事
5	マスルール
	Mr. Maerul メダン地方裁判所判事
6	ムハマッド・ユスフ
	Mr. Muhamad Yusuf スマラン地方裁判所判事
7	スラツノ
	Mr. Suratno マカッサル地方裁判所判事
8	ディディク・トリスリスチャ・スバンディ
	Mr. Didik Trisulistya Subandi 判事, 最高裁判所副長官アシスタント
9	フレンシタ・ケスマ・トゥウィンサニ
	Ms. Frensita Kesuma Twinsani 判事, 最高裁判所長官アシスタント
10	セルフィアナ・プルバ
	Ms. Selviana Purba 判事, 最高裁判所准長官アシスタント
11	ラフマツト・シャー
	Mr. Rachmat Syah 知的財産総局商標局上級商標審査官
12	ジュリアナ・マヒュディン
	Ms. Juliana Mahyudin 知的財産総局商標局上級商標審査官
13	ハスミ・プリヤニ
	Ms. Haksmi Priyatni 知的財産総局商標局上級商標審査官
14	アブドゥル・ハキム
	Mr. Abdul Hakim 知的財産総局商標局商標審判委員会副委員長
15	アンガ・ドゥウィ・アヌグラ
	Mr. Angga Dwi Anugerah 知的財産総局商標審判委員会委員

【研修担当/Officials in charge】

教官/Professor 細井直彰(HOSOI, Naoaki), 下道良太(SHITAMICHI, Ryota)
国際専門官/Administrative Staff 今村佳織(IMAMURA, Kaori)

インドネシア法整備支援第11回本邦研修 日程表

【担当教官: 細井直彰, 下道良太 担当専門官: 今村佳織】

SC: インドネシア最高裁判所 DGIP: 法務人権省知的財産総局

月																
日																
7	入国															
7	10:00				12:00				14:00	14:30	15:00	17:00				
7	JICAブリーフィング				TIC (JICA東京) セミナールーム				ICDオリエンテーション		【講義】日本の商標制度の概要					
7									国際協力部・下道教官				TICセミナールーム			
7	10:00				12:30				14:00				17:00			
7	【発表・ディスカッション】審査～審判の手続の流れ(DGIP)				【発表・ディスカッション】審判に対する不服申立訴訟、取消訴訟の流れ(SC)											
7	研修参加者, 桜坂法律事務所・林いづみ弁護士(モデレータ)				TICセミナールーム				研修参加者, 林弁護士(モデレータ)				TICセミナールーム			
7	10:00				11:50				13:30				17:00			
7	【発表・ディスカッション】類否・周知・悪意の判断基準・方法(SC・DGIP)				【発表・ディスカッション】類否・周知・悪意の判断基準・方法(SC・DGIP)											
7	研修参加者, 東京大学・玉井克哉教授(モデレータ)				TICセミナールーム				研修参加者, 玉井教授(モデレータ)				TICセミナールーム			
8	10:00				12:30				14:00				17:00			
8	【講義】日本における周知・悪意の判断方法				【講義】日本における類否の判断方法											
8	玉井教授				TICセミナールーム				玉井教授				TICセミナールーム			
8	9:30				11:40				14:00				17:00			
8	【訪問】特許庁				【訪問・講義】知的財産高等裁判所				知的財産高等裁判所・國分隆文判事(講師)							
8	土															
8	日															
8	10:00				12:20				14:30				17:00			
8	【ディスカッション】商標法の論点				法務総合研究所 所長主催 意見交換会				【ディスカッション】事例検討							
8	ユアサハラ法律特許事務所・飯村敏明弁護士(モデレータ)				赤れんが棟共用会議室				飯村弁護士(モデレータ)				赤れんが棟第6教室			
8	10:00				12:30				14:30				16:50			
8	【ディスカッション】事例検討				【訪問】東京税関											
8	飯村弁護士(モデレータ)				第6教室											
8	10:00				12:30				14:00				16:00			
8	【ディスカッション】事例検討				【ディスカッション】事例検討				飯村弁護士(モデレータ)				第6教室		名古屋へ移動	
8	飯村弁護士(モデレータ)				第6教室											
8	9:50	10:50		11:10		12:00		14:00				16:00				
8	【訪問】中部経済産業局				【見学】トヨタ産業技術記念館				【訪問】株式会社名南製作所				東京へ移動			
8																
8	9:30				11:15	11:15		11:30								
8	総括質疑・意見交換・評価会				修了式											
8	国際協力部教官				TICセミナールーム				TICセミナールーム							
8	出国															
8	土															
10																